

「紛争当事国は、戦争の結果孤児となり、又はその家族から離散した15才未満の児童が遺棄されないこと並びにその生活、信仰の実践及び教育がすべての場合に容易にされることを確保するために必要な措置を執らなければならない」戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約（第四条約）第24条

「すべて人は、…自国に帰る権利を有する」世界人権宣言第13条2

「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない」国際人権規約2-第12条4項

「ちくしょう、まるで同じところを、ぐるぐるまわっているみたいだな…いくら行っても、一步も荒野から抜けだせない…もしかすると、日本なんて、どこにもないのかもしれないな…おれが歩くと、荒野も一緒に歩きます。日本はどんどん逃げていってしまうのだ…きつとおれは、出発したときから、反対にむかって歩きだしてしまっていたのだろう…たぶんそのせいで、まだこんなふうにして、荒野の中を迷いつづけていなければならないのだ」安倍公房『けものたちは故郷をめざす』

序 本講の課題

中国残留日本人孤児（残留孤児）の人生の歩みをたどり、近現代の東アジア社会変動の一端を考察。

残留孤児：1945年の日本敗戦時、中国に取り残され、中国人養父母に育てられた日本人の子供（13歳未満）。

正確な人数不明。日本政府：約2800名を認定。ごく一部。

主に1980年以降、概ね45～60歳位で日本に永住帰国。家族を含め、「中国帰国者」。

解決・和解の方策が模索されつつある現在進行形の問題。∴ 多様な意見が対立・錯綜。

参考文献：浅野慎一・佟岩『中国残留日本人孤児の研究』御茶の水書房、2016年

浅野慎一・佟岩『異国の父母：中国残留孤児を育てた養父母の群像』岩波書店、2006年

I. 「残留孤児」誕生の歴史的背景

【「満洲国」建国、国策移民】

1932年、日本：中国東北地方に傀儡国家「満洲国」建国。多数の日本人を国策移民として送出。

①満洲開拓移民。「満洲農業移民百万戸計画」。ソ「満」国境付近農村。約32万人送出。

②都市移民。南満洲鉄道・電信電話等の国策企業、教師等。

【ソ連参戦、逃避行と難民生活】

1945年8月8日、ソ連：日ソ中立条約を破棄、日本に宣戦布告。

9日、ソ連軍：中国東北地方（「満洲国」）に侵攻。

日本政府・日本軍：ソ連の8月侵攻を、事前に正確に予測。

& 1944年以降、戦局悪化→現地の日本軍（関東軍）：弱体化・作戦変更。

BUT 上記の情報：作戦上、必要な「静謐確保」のため、現地の日本人移民・民間人には情報秘匿。

ソ連軍の侵攻→特に日本人の開拓移民（女性・子供等）：数カ月間にわたり、凄惨な逃避行・流浪。

ソ連軍：爆撃・機銃掃射・銃撃、拉致・強姦。

日本軍（関東軍）：先に撤退。

逃避行・難民生活：餓死・病死・凍死が続出。

【日本への引揚事業の遅延、「残留孤児」の誕生】

なぜ日本敗戦直後（1945年8月～同年冬以前）に、日本に引揚・帰還できなかったのか？

①1945年8月～9月、日本政府：日本人難民の「現地土着方針」。引揚事業に取り組まず。

②1945年10月～、GHQ（連合軍総司令部）：軍人・軍属の復員を優先。

③ソ連軍：日本人難民の生命保護・日本送還に無関心。

→数カ月間の逃避行、数年間の難民生活。

→多数の子供達：家族・肉親と死別・離別、「孤児」に。多くは難民収容所・路上で死去。

ごく一部、見ず知らずの中国人に引き取られ、かろうじて命をつないだ孤児＝後の「残留孤児」。

II. 中国を生きる

【中国人養父母との生活】

中国人養父母：主に貧しい農民・労働者・零細自営業者（露店等）。

日本人孤児を引き取った動機：多様。

最多：「とにかく子供が可哀想、命を助けるしかない。今、ここで見捨てたら、この子は死ぬ」

「敵国・日本の子供の引き取り」：ほとんど迷い・葛藤なし。

「日本人も中国人も、普通の民衆は皆、戦争の被害者」等。

= 「国民意識（日本人 VS 中国人）」 < 「階級意識（権力者 VS 民衆）」

「どの国の子供とか関係なく、引き取って育てれば（養子にすれば）、我が子」。

= 「国民意識」・「生物的血統」 < 「社会的な家族形成の論理」

一部の残留孤児：養父母による虐待。

BUT 大半は、優しく愛情をもって養育。

児童労働、「老後の頼り（「養児防老」）」：中国人の実子・養子も同じ。

残留孤児：逃避行・難民生活で衰弱。∴ 「命を助けるしかない」要素が大。

∴ 大半の残留孤児：養父母に感謝。「養父母が第二の命をくれた」。

【東西冷戦と引揚事業の打ち切り・「戦時死亡宣告」】

1945年以降、東西冷戦が本格化。

1946年～、中国内戦（国民党 VS 共産党）が激化。

1949年、共産党勝利。中華人民共和国（社会主義）成立。

日本：アメリカ占領下、「極東における反共産主義の防壁」。

中華人民共和国を不承認・敵視。親米・親台湾（中華民国）の政権が確立。

→残留孤児の日本への引揚・帰国：一層困難に。

1946年5月、引揚揚事業が開始。 BUT 中国内戦で中断。

1949年、内戦終結。→民間団体（赤十字・日中友好協会等）：引揚事業を再開。

BUT 日本政府：1958年、中国敵視政策の一環として引揚事業を打ち切り。

1959年、日本人未帰還者の「戦時死亡宣告」を推進。戸籍上、「死者」に。

【中華人民共和国の政治的混乱】

1950年、土地改革。

1953年、農業の集団経営化。

1954年、商工業の国有・国営化。

1957年、「反右派（反資本主義）闘争」。

1958年、「大躍進」政策。

1959～1961年、「大飢饉」。2000万～4500万人が死亡。

1966年以降、10年間にわたる「文化大革命」。数千万人の犠牲者。

残留孤児の中国での生活：国家政策・混乱にダイレクトに規定、翻弄。

低学歴・不就学・非識字、職業選択自由なし・転職強制、貧困・飢餓、強制移住。子供人数も規制・処罰。

=戦後の大多数の中国民衆が共有してきた苦難。（≠残留孤児への差別）。

【中国における差別と迫害】

①1945年～50年代前半、子供時代のインフォーマルないじめ。「小日本鬼子」。戦争の記憶。

②1950年代～、進学・就職・昇進、共産党・共産主義青年団への加入：「日本人の血統」を理由に差別。

1)一部のエリート選抜上の差別。少数。他の諸指標(学力・出自・コネ)も。

2)国家によって文書化された「档案(=詳細な戸籍文書)」に基づくフォーマルな差別。

東西冷戦下のナショナリズムに基づく差別。（≠戦争の記憶）。

文化大革命（1966年以降、10年間）：暴行、強制労働、監視・思想教育、僻地追放等。

BUT 血統・出自に基づく差別：残留孤児だけでなく、すべての中国人に適用。

∴ 残留孤児と中国人民衆の密やかな連帯・協力も。「中国人は寛容で優しい」。

III 血と国——肉親捜しと永住帰国——

【肉親捜し】

①年長者（日本敗戦時5歳以上、肉親の記憶あり）：1950年代～、自主調査。

1972年、日中国交正常化

1)一時帰国する残留婦人（日本敗戦時13歳以上だった残留日本人）、日本のボランティアに依頼。

2)日本大使館・日本の厚生省に手紙。 BUT いくら手紙を出しても「ナシのつぶて」。

具体的な記憶・情報あり。∴ 自主調査で肉親が判明。「涙の再会」。

②年少者（日本敗戦時5歳未満、肉親の記憶希薄）：1972年（日中国交正常化）以降、自主調査。

BUT 個人的な自主調査では肉親は見つからず。

∴ 情報が豊富な日本での公式調査（「訪日調査」）を希望。

BUT 日本政府：訪日調査実施にも慎重・消極的。←当事者・世論・マスメディアから批判。

1981年、日本政府：訪日調査を実施。

BUT 小規模、参加人数限定、五月雨式に継続、短期間（2週間程度）、情報提供希少。

低い判明率。

【日本政府の認識・正義】

- ① 残留孤児の肉親捜し：個々の家族のプライベートな「私事」。民事不介入の原則厳守。個人情報。
- ② 訪日調査の目的：「肉親捜し」。∴ 肉親に繋がる情報がなければ、参加しても無意味。
元々情報少ないので、参加者数限定、小規模・短期間、低い判明率は、やむをえず。
- ③ 「残留孤児＝日本人」の認定：血統（肉親・戸籍の判明）の確認が前提。
日本に長期滞在・日本での生活：「民事」。自己責任 or 親族扶養義務。∴ 肉親判明が前提。
& 偽装の残留孤児の入国阻止、生活保護など国家負担抑制。

【永住帰国とその混乱】

帰国の動機：多様。

国籍・戸籍の処理・変遷

1945年、ほとんどの残留孤児：日本国籍・日本の戸籍。

1972年以前（日中国交断絶）

日本政府：中華人民共和国（国籍）を承認せず。

∴ 中国にいる残留孤児：「日本人（日本国籍）」の未帰還者。

中国政府：中国に残留が決定（日本政府による引揚事業の打ち切り）した残留孤児を中国国籍・戸籍に登録。

∴ 残留孤児：中国の戸籍・国籍をもつ「中国人」。

残留孤児自身の認識：「どちらか、よくわからない」等、多様。

1972年9月29日（国交正常化）以降：

日本政府：中華人民共和国（国籍）を承認。

& 同日、残留孤児は本人の意思で日本国籍を離脱、中国籍を取得と行政措置。

∴ 残留孤児の日本への帰国：「中国人の新規入国」。≠「日本人の帰国（引揚）」。

厳格な入国管理が必要。

& 日本への入国（帰国）：日本の肉親による身元保証を要求。

→残留孤児の帰国：1972年以降も、引き続き困難に。（肉親の身元保証人が確保できず）

→残留孤児・肉親・マスメディア・ボランティア・弁護士団体等：日本政府の帰国政策を批判。

→日本政府：段階的に政策変更。1995年頃、帰国制限を撤廃。

IV. 日本を生きる

【帰国後の就労・経済基盤】

日本に帰国。BUT 中高年（45～60歳位）。日本語もほとんどできず。

不安定な不熟練労働・非正規雇用。低賃金・長時間重労働・倒産解雇・労災・日本語の壁・差別。

年金保険料の納付期間不足。退職後、8割前後が生活保護受給。貧困・自由の束縛・各種の監視。訪中実質禁止。

【日本政府の立場と日本語教育・住宅政策】

日本政府：残留孤児の帰国は「私事」。帰国後の生活は自己責任・親族扶養義務。

∴ 自己責任での自立を側面から（人道的に）支援。日本語教育、公営住宅の優先的斡旋等。

残留孤児：支援策にも不満。

① 短期間の日本語教育：日本語習得は困難。

日本語の壁：生活全般の不自由、医療の困難、孤立・孤独。

② 公営住宅の優先的斡旋：居住地選択の自由なし。不人気物件（劣悪な居住環境）への半強制的入居。孤立。

【日本での差別と無視】

日本社会での差別：複雑な憤り、寄る辺ない喪失感。

「中国にいた時は『日本人』、日本に帰国すると『中国人』として差別」、「我々は何人なのか」。

V. 国家賠償訴訟と現状

【国家賠償訴訟の経過】

2002年、国家賠償訴訟を提訴。

提訴に至る諸困難。 BUT 全国15の地方裁判所、永住帰国した残留孤児の約9割（2211名）が原告に。

& 訴訟を通して残留孤児自身が主体的に変化。

【多様な判決と主張】

2006年以降、8つの地方裁判所で判決。原告（残留孤児）勝訴は1地裁（神戸地裁）。7地裁は敗訴。

① 原告（残留孤児）の主張、神戸地裁判決：

残留孤児：戦前・戦後の日本政府の政策（満洲国建国、満洲移民政策、「静謐確保」・満洲放棄の作戦、難民の現地土着方針等）を歴史的背景として創出。

∴ 戦後の日本政府：残留孤児を早期に搜索・帰国させる義務・責任。

BUT 日本政府：懈怠。逆に帰国妨害・制限政策（引揚事業の遅延・打ち切り、戦時死亡宣告による戸籍抹消、日本国籍の剥奪、帰国時の身元保証人制度等）。帰国を遅延。

& 帰国後の自立生活を支援する義務・責任も懈怠。

≠「国民がひとしく受忍すべき戦争被害」。∴ 日本政府：残留孤児に謝罪・賠償、新たな支援策を講じるべき。

②被告（日本政府）の主張：

残留孤児：ソ連軍の侵攻 & 日本敗戦の混乱の渦中で生み出された「戦争被害者」。

∴ 「国民がひとしく受忍すべき」。特別の賠償・補償を行う義務・責任なし。

肉親捜し・永住帰国：残留孤児とその家族のプライベートな「私事」。民事不介入。

中国国籍の残留孤児への厳格な入国管理：当然。≠帰国妨害。

帰国後の生活：自己責任・親族扶養。

& 日本政府：人道的立場・側面的支援政策（訪日調査、入国制限の緩和、帰国後の日本語教育等）を実施。

日本政府の対応に問題なし。

③東京地裁判決：

残留孤児：ソ連軍の侵攻 & 日本敗戦の混乱の渦中で生み出された「戦争被害者」。

∴ 「国民が等しく受忍すべき」。特別の賠償・補償を行う義務・責任なし。

残留孤児の（他の戦争被害者と異なる固有の被害）：引き取ったのが日本人ではなく、中国人だったこと。

∴ 日本の肉親捜し・永住帰国、日本語の習得、帰国後の生活も困難に。

中国人による引き取り・養育＝残留孤児にとっての「危険状態」。

日本政府：国交正常化直後に早期帰国させる措置をとっても、既に「危険状態」が発生・防止不可能。

∴ 早期帰国実現・帰国後自立支援の義務・責任は成立せず。謝罪・賠償の必要なし。

④他の多くの地裁判決：

残留孤児の被害：戦前・戦後の日本政府の政策を背景として発生。

∴ 戦後の日本政府：早期に捜索・帰国、帰国後の自立生活支援を行う法的義務・高度な政治的責任。

BUT 義務・責任を十分に果たさず。→残留孤児に様々な苦難。

＝戦後の日本政府の政策に起因する被害。（≠「国民が等しく受忍すべき戦争被害」）。

BUT 日本政府：前例のない手探り・模索状態 & 広範な裁量の余地。

& 不十分だが、一応の施策（訪日調査、入国制限の緩和、日本語教育等）を実施。

法的な義務違反・違法行為があったとまでは断定できず。∴ 被告（残留孤児）の賠償請求棄却。

【国家賠償訴訟の終結・新たな支援策】

国家賠償訴訟：残留孤児は1勝7敗。

BUT ①世論・マスメディア：原告（残留孤児）を支持、政府の責任を追及。

②神戸地裁の勝訴。一定の法的正統性・根拠。

③他の多くの裁判所：日本政府の政策の問題を厳しく指摘。

④帰国した残留孤児の9割が原告に。

⑤政権交代直前。脆弱な政権基盤。

→2007年、政府与党：訴訟取下（裁判との同時決着）を条件に、新支援策を実施する政治決着を提案。

新支援策：①支援給付金制度、②支援相談員、③日本語教室・交流事業。

BUT 公的責任は認めず。謝罪・補償せず。人道的支援の枠内で、側面的支援を拡充。

ex) 支援給付金制度の収入制限・訪中制限等。

残留孤児（原告）：苦渋の選択、政治決着を受け入れ。裁判取り下げ。

∴ 高齢化。一刻も早い改善を。／勝訴は1地裁のみ（神戸地裁）。／東京地裁：「門前払い」的敗訴。

政権交代直前・政権基盤の脆弱ゆえの政府側の妥協。この機を逃せば、またうやむやに？。

【残留孤児は今】

新支援策実施。残留孤児の生活：一定の改善。

BUT 高齢化、新たな問題も発生。

①日本語教室・交流事業：高齢化で参加困難。自宅に引きこもり、孤立化。

②中国語で受けられる高齢者の支援・介護体制：圧倒的に不足。

支援給付金に収入制限。∴ 子供の同居による介護・支援も大幅に制約。

言葉も通じない中での孤独、老老介護が蔓延。

③支援相談員の削減。個別訪問も困難。ますます孤立化。

④子供・孫（二世・三世）に多くの問題。不安定就労・経済的貧困・言葉の壁・生活保護受給率の高さ。

∴ 日本政府：二世の同伴帰国を制限する政策。帰国が一世以上に遅延。「残留孤児問題→中国帰国者問題」。

残留孤児問題：「戦後73年、終わらない戦争被害の一つ。忘れてはならない戦争の記憶」？

「問われるべきは戦後民主主義。戦後（民主主義）の日本政府の政策が作り出した苦難を、すべて『戦争被害』『戦争の記憶』にすり替え、『忘れてはならない』と言いつつ、実際は今／ここにある現実の問題から目をそらし、『忘却』し続ける戦後民主主義の問題」？